

建設委員会報告資料

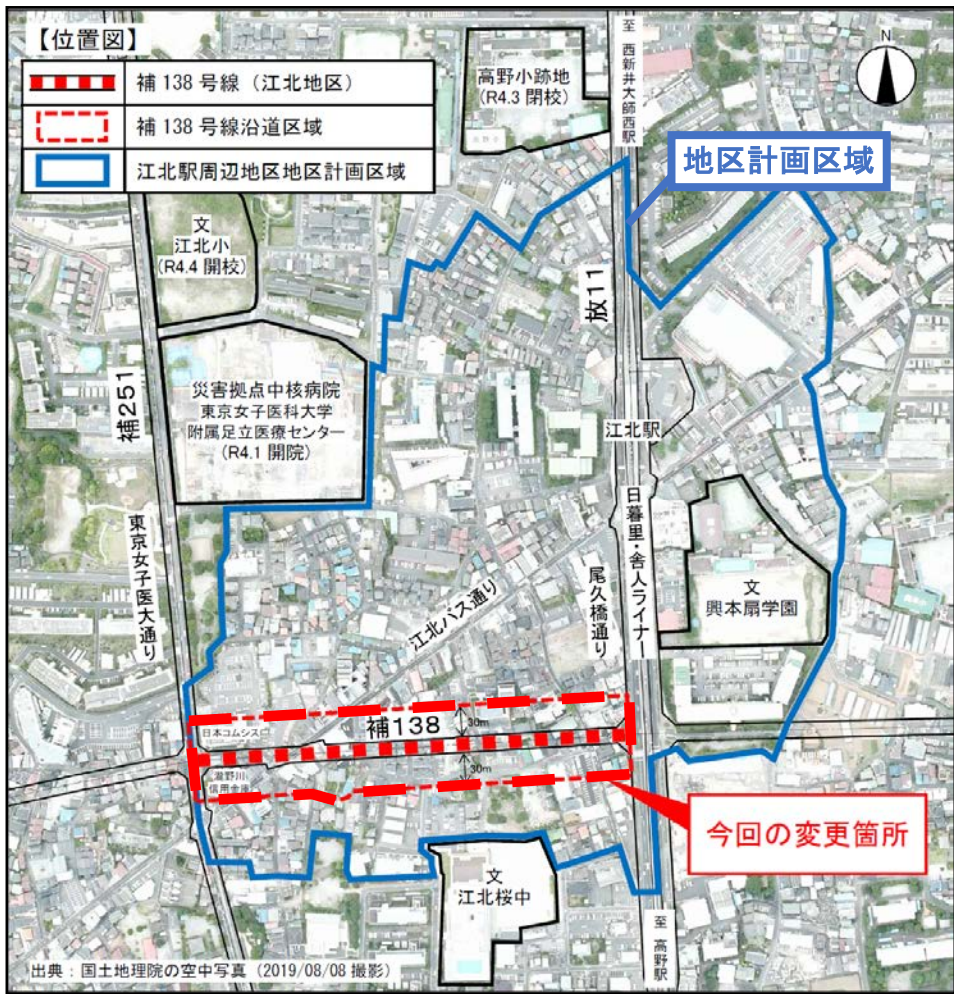
令和6年7月2日

報告事項件名	頁
(1) 江北駅周辺地区地区計画等の変更について	2
(2) 竹ノ塚駅中央地区地区計画等の変更について	5
(3) 足立区立公園への防災資機材倉庫の設置に関する要綱の一部改正について .	7
(4) 足立区立公園条例施行規則の一部改正について	11
(5) 五兵衛橋架け替え事業説明会の開催結果について	24
(6) 花畑川環境整備事業の取組み状況について	27
(7) 密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について	31
(8) 細街路整備事業の取組み状況について	37
(9) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について	39
(10) 老朽建築物対策の取組み状況について	41
(11) マンション備蓄倉庫の活用状況の調査結果について	45

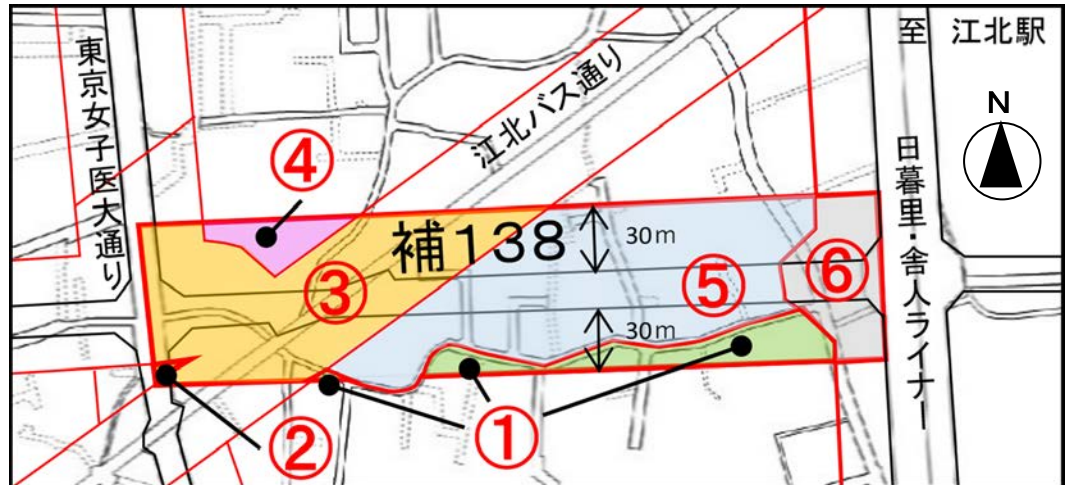
(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件 名	江北駅周辺地区地区計画等の変更について
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内 容	1 江北駅周辺地区地区計画等の変更について 江北駅周辺地区地区計画区域内の都市計画道路補助第138号線の整備に合わせ、沿道の30m範囲について用途地域及び地区計画を変更する（別添資料参照）。 （1）地区計画区域及び今回の変更箇所  （2）用途地域等の変更 土地の高度利用及び建築物の不燃化を誘導し延焼遮断帯を形成するため、用途地域、容積率、建ぺい率、高度地区、防火地域を変更する。 （3）地区計画の変更 ゆとりある良好な市街地環境の形成を図るため、補助第138号線沿いの外壁を50cm以上後退する制限を定める。

(4) 変更箇所図



(5) 変更概要一覧表

【変更概要一覧表】

(変更部分を赤字で示しています)

変更箇所 の番号	ア 防火地域・ 準防火地域	イ 容積率	ウ 建ぺい率	エ 最高限度 高度地区	オ 最低限度 高度地区	カ 地区計画 (壁面の制限)
①	準防火 ↓ 防火	200% ↓ 300%	60% (変更なし)	第2種 ↓ 第3種	— ↓ 7m	既定ルール (変更なし)
②	準防火 ↓ 防火	300% (変更なし)	60% ↓ 80%	第3種 (変更なし)	— ↓ 7m	—
③	準防火 ↓ 防火	300% (変更なし)	80% (変更なし)	第3種 (変更なし)	— ↓ 7m	既定ルール +補138号線 から50cm後退
④	準防火 ↓ 防火	200% ↓ 300%	60% ↓ 80%	第3種 (変更なし)	— ↓ 7m	—
⑤	準防火 ↓ 防火	200% ↓ 300%	60% (変更なし)	第3種 (変更なし)	— ↓ 7m	既定ルール +補138号線 から50cm後退
⑥	防火 (変更なし)	400% (変更なし)	80% (変更なし)	指定なし (変更なし)	7m (変更なし)	既定ルール +補138号線 から50cm後退

2 都市計画法第16条に基づく説明会の開催について

(1) 開催日時 令和6年8月23日(金) 午後 7時～(予定)

8月24日(土) 午前10時～(予定)

(2) 開催場所 江北小学校 体育館

(3) 周知方法

説明会開催案内チラシを活用し、以下の方法で周知を行う。

ア 江北駅周辺地区地区計画の区域へ配布

イ 地区外権利者に郵送

ウ 区ホームページ掲載

3 これまでの経緯及び今後の予定

年 月	内 容
令和 6 年 3 月	補助第 138 号線沿道区域へ資料の配布
令和 6 年 7 月	足立区都市計画審議会にて報告
8 月	都市計画法第 16 条に基づく原案説明会
8 月	原案の公告・縦覧及び意見の受付
11 月	案の公告・縦覧及び意見の受付
12 月	足立区都市計画審議会にて審議
令和 7 年 2 月	東京都都市計画審議会にて審議
3 月	都市計画決定の告示
令和 7 年 6 月	建築条例の改定

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件 名	竹ノ塚駅中央地区地区計画等の変更について
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内 容	1 竹ノ塚駅中央地区地区計画等の変更について 令和5年11月に変更した竹ノ塚駅周辺地区まちづくり構想・計画のまちづくり方針を、以下のとおり位置付ける。 (1) 主な変更内容 ア 都市計画公園の変更 (ア) 東口駅前広場の拡張整備促進のため、竹の塚第五公園の用途を廃止し、まちづくり用地として活用する。 (イ) 新たに竹の塚五丁目広場を都市計画公園に位置付ける。 イ 地区計画の変更 (ア) 竹の塚けやき大通り沿いの公共的空間 ウォーカブルなまちの実現に向け「回遊性を向上させる空間づくり」を目指し、竹の塚けやき大通り沿いに「公共的な空間」を地区施設として新たに位置づける。 ウ 地区計画方針附図の変更 (ア) UR団地内の広場空間 UR竹の塚第三団地の各街区において、地域に開かれた様々な機能を有する広場空間を方針附図に示す。

2 都市計画法第16条に基づく説明会の開催について

- (1) 開催日時 令和6年8月30日(金) 午後7時～(予定)
8月31日(土) 午後7時～(予定)

- (2) 開催場所 竹の塚地域学習センター 4階ホール

- (3) 周知方法

説明会開催案内チラシを活用し、以下の方法で周知を行う。

ア 竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域へ配布

イ 地区外権利者に郵送

ウ 区ホームページ掲載

3 これまでの経緯と今後の予定

時 期	内 容
令和5年 12月	足立区都市計画審議会にて報告
令和6年 8月下旬	都市計画法第16条に基づく原案説明会
9月	原案の公告・縦覧及び意見の受付
11～12月	案の公告・縦覧及び意見の受付
12月	足立区都市計画審議会にて審議
令和7年 1月	都市計画決定の告示

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件名	足立区立公園への防災資機材倉庫の設置に関する要綱の一部改正について												
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課												
内容	公園に設置許可する町会・自治会の防災倉庫の上限を一部改正したので、以下のとおり報告する（別紙 P 8 ～ 1 0 参照）。 1 改正理由 令和 6 年予算特別委員会の質問や、町会・自治会から 1 つの公園に建築面積 1 0 m²の防災倉庫を 2 棟設置したいと要望があったため。 2 改正概要 町会・自治会が設置できる防災倉庫の建築面積は、1 つの公園に 2 棟合わせて 2 0 m²（小学校普通教室の 1 ／ 3 程度、6 畳部屋が 2 つ）までを上限とする。 <table><tr><td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>建築面積</td><td>10m²</td><td>計20m²まで(※ 1、 2)</td></tr><tr><td>階数</td><td>1階</td><td>1階【変更なし】</td></tr><tr><td>棟数</td><td>1棟</td><td>計2棟まで</td></tr></table> ※ 1 防災倉庫や休憩所など公園内に設置できる建築物は、当該公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 が限度となる（公園の敷地面積が 2 0 0 m²未満の場合は、2 0 m²の防災倉庫が設置できない）。 ※ 2 「1 0 m² 2 棟」や「7 m² 1 棟と 1 3 m² 1 棟」など内訳は自由。 3 要綱改正日 令和 6 年 6 月 1 7 日 4 今後の方針 周知方法については、区民事務所から町会・自治会に対して行う。		改正前	改正後	建築面積	10m ²	計20m²まで(※ 1、 2)	階数	1階	1階【変更なし】	棟数	1棟	計2棟まで
	改正前	改正後											
建築面積	10m ²	計20m²まで(※ 1、 2)											
階数	1階	1階【変更なし】											
棟数	1棟	計2棟まで											

足立区立公園への防災資機材倉庫の設置に関する要綱 新旧対照表

※改正点は下線部参照

改正前	改正後
足立区立公園への防災資機材倉庫の設置に関する要綱 （目的） 第1条 この要綱は、足立区立公園（以下「公園」という。）に、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）で定める公園施設のうち、<u>災害応急対策に必要な物資の備蓄</u>倉庫を公園管理者以外の者が設置及び管理する場合における許可の基準その他必要な事項を定め、都市公園の防災機能の向上及び適正な管理に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この要綱において倉庫とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第5条第8項の災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫をいう。 （倉庫の種類） 第3条 倉庫の種類は、次のとおりとする。 （1） 消防団分団本部施設及び分団格納庫（足立区地域防災計画（以下「計画」という。）に定める防災資機材倉庫のうち、東京消防庁が設置及び管理する消防団の分団本部施設、部級格納庫及び震災対策用プレハブ格納庫をいう。以下同じ。） （2） 区民消火隊可搬消防ポンプ用格納庫（計画に定める防災資機材倉庫のうち、足立区災害対策担当課又は計画に定める防災区民組織（以下「組織」という。）が設置及び管理する可搬消防ポンプ用格納庫をいう。以下同じ。） （3） 町会・自治会の防災倉庫（計画に定める防災資機材倉庫のうち、組織が設置及び管理する防災資機材倉庫をいう。以下同じ。） （倉庫の設置基準） 第4条 倉庫は、設置者が設置場所を他に確保できない場合に限り公園内への設置を許可するものとし、その基準は別表1のとおりとする。 2 消防団分団本部施設及び分団格納庫のうち1の公園に設置できる倉庫は、分団本部施設、部級格納庫又は震災対策用プレハブ格納庫のうちいずれか1棟に限る。 3 公園管理者は、複数の設置者からの申請により明らかに公園本来の機能が阻害されると認められる場合は、前2項の規定にかかわらず設置を許可しない。 第5条～第6条 省略 （構造条件） 第7条 倉庫の構造は、次の条件を満たすものとする。 （1） 不燃構造とし、ターンバックル等の外見を損なう構造でないこと。 （2） 物置ユニット（スチール製）と同等品以上とすること。 （3） 強風等により倒壊又は破損することがないよう強度を保つこと。	足立区立公園への防災資機材倉庫の設置に関する要綱 （目的） 第1条 この要綱は、足立区立公園（以下「公園」という。）に、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）で定める公園施設のうち、倉庫を公園管理者以外の者が設置及び管理する場合における許可の基準その他必要な事項を定め、都市公園の防災機能の向上及び適正な管理に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この要綱において「<u>倉庫</u>」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第5条第8項の災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫をいう。 （倉庫の種類） 第3条 <u>公園での設置及び管理の許可を行うことができる</u>倉庫の種類は、次のとおりとする。 （1） 消防団分団本部施設及び分団格納庫（足立区地域防災計画（以下「計画」という。）に定める防災資機材倉庫のうち、東京消防庁が設置及び管理する消防団の分団本部施設、部級格納庫及び震災対策用プレハブ格納庫をいう。以下同じ。） （2） 区民消火隊可搬消防ポンプ用格納庫（計画に定める防災資機材倉庫のうち、足立区災害対策担当課又は計画に定める防災区民組織（以下「組織」という。）が設置及び管理する可搬消防ポンプ用格納庫をいう。以下同じ。） （3） 町会・自治会の防災倉庫（計画に定める防災資機材倉庫のうち、組織が設置及び管理する防災資機材倉庫をいう。以下同じ。） （倉庫の設置基準）【変更なし】 第4条 倉庫は、設置者が設置場所を他に確保できない場合に限り公園内への設置を許可するものとし、その基準は別表1のとおりとする。 2 消防団分団本部施設及び分団格納庫のうち1の公園に設置できる倉庫は、分団本部施設、部級格納庫又は震災対策用プレハブ格納庫のうちいずれか1棟に限る。 3 公園管理者は、複数の設置者からの申請により明らかに公園本来の機能が阻害されると認められる場合は、前2項の規定にかかわらず設置を許可しない。 第5条～第6条 省略 （構造条件） 第7条 倉庫の構造は、<u>次に掲げる全ての条件</u>を満たすものとする。 （1） 不燃構造とし、ターンバックル等の外見を損なう構造でないこと。 （2） 物置ユニット（スチール製）と同等品以上とすること。 （3） 強風等により倒壊又は破損することがないよう強度を保つこと。

- (4) 施錠構造とし、窓等の明り取りは網入りガラスとすること。
- (5) 倉庫前面部に倉庫名を記入すること。

(設置申請)

第8条 倉庫を設置しようとする者は、防災資機材倉庫設置・管理許可申請書（第1号様式）を公園管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 公園管理者は、前項により申請を受け、法第5条第2項に基づき設置を許可したときは、防災資機材倉庫設置・管理許可書（第2号様式）を交付する。
- 3 前項による許可の期間は、3年を超えないものとする。これを更新する場合も同様とする。
- 4 倉庫の設置に係る土地の使用料は、足立区立公園条例（昭和33年足立区条例第2号。以下「条例」という。）第4条の9に基づき免除する。

第9条~第10条 省略

付 則（２５足都み発第２５８０号 平成２６年２月１０日区長決定）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(公園内における消防・防災倉庫設置取扱要綱の廃止)
- 2 公園内における消防・防災倉庫設置取扱要綱(19足土公発第2879号区長決定)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱に適合しない既存の倉庫は、廃止、改築、建替え等の機会を捉えて適正化を図るものとする。
- 4 この要綱の施行の際、現に許可を受けている倉庫については、この要綱の規定にかかわらず設置を許可したものとみなす。

付 則（２足都管発第１２４６号 令和２年８月２８日 区長決定）
この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

設置（管理）者	倉庫の種類		1の公園に設置許可 する建築物の上限		
			建築面積	階数	棟数
東京消防庁	消防団分団本部施設及び分団格納庫				1棟
		分団本部施設	40 m ²	2階	
		部級格納庫	36 m ²	1階	
			23 m ²	2階	
		震災対策用プレハブ格納庫	5 m ²	1階	
区又は組織	区民消火隊可搬消防ポンプ用格納庫		10 m ²	1階	1棟
組 織	町会・自治会の防災倉庫		10 m ²	1階	1棟

- (4) 施錠構造とし、窓等の明り取りは網入りガラスとすること。
- (5) 倉庫前面部に倉庫名を記入すること。

(設置申請)

第8条 倉庫を設置しようとする者は、防災資機材倉庫設置・管理許可申請書（第1号様式）を公園管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 公園管理者は、前項規定により申請を受け、法第5条第2項に基づき設置を許可したときは、防災資機材倉庫設置・管理許可書（第2号様式）を交付する。
- 3 前項による許可の期間は、3年を超えないものとする。これを更新する場合も同様とする。
- 4 倉庫の設置に係る土地の使用料は、足立区立公園条例（昭和33年足立区条例第2号。以下「条例」という。）第4条の9に基づき免除する。

第9条~第10条 省略

付 則（２５足都み発第２５８０号 平成２６年２月１０日区長決定）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(公園内における消防・防災倉庫設置取扱要綱の廃止)
- 2 公園内における消防・防災倉庫設置取扱要綱(19足土公発第2879号区長決定)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱に適合しない既存の倉庫は、廃止、改築、建替え等の機会を捉えて適正化を図るものとする。
- 4 この要綱の施行の際、現に許可を受けている倉庫については、この要綱の規定にかかわらず設置を許可したものとみなす。

付 則（２足都管発第１２４６号 令和２年８月２８日 区長決定）
この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

付 則（６足都道発第１２５２号 令和６年６月１７日 区長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

設置（管理）者	倉庫の種類		1の公園に設置許可 する建築物の上限		
			建築面積	階数	棟数
東京消防庁	消防団分団本部施設及び分団格納庫				
		分団本部施設	40 m ²	2 階	1 棟
		部級格納庫	36 m ²	1 階	
			23 m ²	2 階	
		震災対策用プレハブ格納庫	5 m ²	1 階	
区又は組織	区民消火隊可搬消防ポンプ用格納庫		10 m ²	1 階	1 棟
組 織	町会・自治会の防災倉庫		計 20 m ² まで※	1 階	計 2 棟 まで※

備考 （公園施設の建築面積の基準） 条例第 1 条の 5 に基づき、一の公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は 1 0 0 分の 2 を限度とする。 （公園施設の建築面積の基準の特例） 条例第 1 条の 6 に基づき、政令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。	備考 （公園施設の建築面積の基準） 条例第 1 条の 5 に基づき、一の公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は 1 0 0 分の 2 を限度とする。 （公園施設の建築面積の基準の特例） 条例第 1 条の 6 に基づき、政令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。 <u>（町会・自治会の防災倉庫）</u> <u>町会・自治会の防災倉庫の建築面積は、2 棟合わせて 2 0 ㎡を上限とする。</u>
---	--

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件 名	足立区立公園条例施行規則の一部改正について																																			
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課																																			
内 容	以下の理由により、足立区立公園条例施行規則を一部改正したため報告する。 1 改正理由 (1) 上沼田東公園の改修に伴い、利用時間及び無料開放等の見直しを行う。 (2) 「夏休みの子ども体験活動の無料化」事業で夏休み期間（7月21日～8月31日）の18歳以下の使用料の一部を無料化する。 2 改正概要（新旧対照表は別紙 P 13～23 参照） (1) 上沼田東公園の改修に伴う見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th><th>変更内容</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td><td>無料開放日</td><td>無し</td><td>祝日を除く水曜日</td></tr> <tr> <td>使用休止期間</td><td>12月第2日曜日翌日から2月末まで</td><td>年末年始のみ</td></tr> <tr> <td>テニスコート</td><td>利用開始時間 (4月から10月まで)</td><td>午前9時から 午後9時まで</td><td>午前8時から 午後9時まで</td></tr> <tr> <td>駐車場</td><td>運営形態</td><td>区による管理・運営</td><td>用地貸付型の運営</td></tr> </tbody> </table> (2) 「夏休みの子ども体験活動の無料化」事業での施設使用料無料化 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象となる使用料</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生物園 入園料</td><td>小・中学生 150 円 一般 300 円 (個人・1日券の場合)</td><td rowspan="3">18歳以下は無料</td></tr> <tr> <td>北鹿浜公園、 大谷田南公園</td><td>ミニ列車 (1人1回)</td><td>小学生 30 円 中学生以上 70 円</td></tr> <tr> <td>北鹿浜公園</td><td>バッテリーカー (1人1回)</td><td>小学生 20 円 中学生以上 20 円</td></tr> </tbody> </table> ※ いずれも、未就学児は改正前から無料			施 設	変更内容	改正前	改正後	野球場	無料開放日	無し	祝日を除く水曜日	使用休止期間	12月第2日曜日翌日から2月末まで	年末年始のみ	テニスコート	利用開始時間 (4月から10月まで)	午前9時から 午後9時まで	午前8時から 午後9時まで	駐車場	運営形態	区による管理・運営	用地貸付型の運営	対象となる使用料		改正前	改正後	生物園 入園料		小・中学生 150 円 一般 300 円 (個人・1日券の場合)	18歳以下は無料	北鹿浜公園、 大谷田南公園	ミニ列車 (1人1回)	小学生 30 円 中学生以上 70 円	北鹿浜公園	バッテリーカー (1人1回)	小学生 20 円 中学生以上 20 円
施 設	変更内容	改正前	改正後																																	
野球場	無料開放日	無し	祝日を除く水曜日																																	
	使用休止期間	12月第2日曜日翌日から2月末まで	年末年始のみ																																	
テニスコート	利用開始時間 (4月から10月まで)	午前9時から 午後9時まで	午前8時から 午後9時まで																																	
駐車場	運営形態	区による管理・運営	用地貸付型の運営																																	
対象となる使用料		改正前	改正後																																	
生物園 入園料		小・中学生 150 円 一般 300 円 (個人・1日券の場合)	18歳以下は無料																																	
北鹿浜公園、 大谷田南公園	ミニ列車 (1人1回)	小学生 30 円 中学生以上 70 円																																		
北鹿浜公園	バッテリーカー (1人1回)	小学生 20 円 中学生以上 20 円																																		

	3 施行年月日 令和6年9月1日より施行 ※ 夏休み無料化に関わる部分は令和6年3月29日より施行 4 その他 「夏休みの子ども体験活動の無料化」事業により、生物園、桜花亭、都市農業公園で実施する、15種類の講座を無料とする。 【実施する講座の例】 セミの羽化観察会（生物園）、お絵描き時計（桜花亭）、アイの生葉で手ぬぐい染め（都市農業公園）
--	--

足立区立公園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
○足立区立公園条例施行規則 昭和47年4月24日規則第10号	○足立区立公園条例施行規則 昭和47年4月24日規則第10号
第1条～第5条 （省略）	第1条～第5条 （現行のとおり）
（有料施設の使用の申請）	（有料施設の使用の申請）
第6条 条例第13条の規定に基づき有料施設（第6条の3第1項各号に掲げる施設及び第13条の駐車場を除く。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、公園有料施設使用申請書（別記第3号様式。以下「使用申請書」という。）を区長に提出しなければならない。	第6条 条例第13条の規定に基づき有料施設（第6条の3第1項各号に掲げる施設、 <u>第13条の駐車場及び第12条第1項第6号に規定する日時における同号の施設</u> を除く。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、公園有料施設使用申請書（別記第3号様式。以下「使用申請書」という。）を区長に提出しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機と、区が指定するコンビニエンスストアに設置する電子計算機又は申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請することができる。この場合において、当該申請は前項の使用申請書によりされたものとみなす。	2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機と、区が指定するコンビニエンスストアに設置する電子計算機又は申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請することができる。この場合において、当該申請は前項の使用申請書によりされたものとみなす。
3 指定管理者が管理を行う施設にあつては、使用の申請は指定管理者に行うものとし、使用の申請に係る様式については指定管理者が定めるものとする。	3 指定管理者が管理を行う施設に <u>あつては</u> 、使用の申請は指定管理者に行うものとし、使用の申請に係る様式については指定管理者が定めるものとする。
第6条の2～第11条 （省略）	第6条の2～第11条 （現行のとおり）
（使用料又は占用料の免除）	（使用料又は占用料の免除）
第12条 条例第21条により使用料又は占用料を減額又は免除（以下「減免」という。）することができる場合及びその割合又は額は、次のとおりとする。	第12条 条例第21条により使用料又は占用料を減額又は免除（以下「減免」という。）することができる場合及びその割合又は額は、次のとおりとする。

改正前	改正後
(1) 区又は区が官公署若しくは公共的団体とともに使用する場合 10割 (2) 区内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校の主催により、園児、児童及び生徒のための行事を行う場合 10割 ただし、公園集会所（花畑公園桜花亭）を使用する場合 5割 (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発第58号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者が使用する場合。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。 10割 (4) 70歳以上の者が使用する場合 10割 (追加) (追加) (5) 足立区無電柱化推進計画に基づき、電線の設置及び管理を行う者が、電線類若しくは電線類を収容するための管路を地中に設置し、又は地中に設ける電線類と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）を設置する場合 条例第11条の規定により算出した占用料の額から、当該電線類、管路又は物件が道路（足立区道路占用料等徴収条例（昭和28年足立区条例第14号）の適用を受ける道路をいう。以下同じ。）に設置されたものとみなして同条例第2条の規定を適用して算出した額（道路に設置されたものとみなした場合において同条例第3条の規定の適用を受けられるときにあっては同条による減免後の額）を差し引いて得られた額（当該額が零を下回る場合には零とする。） (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた場合 10割又	(1) 区又は区が官公署若しくは公共的団体とともに使用する場合 10割 (2) 区内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校の主催により、園児、児童及び生徒のための行事を行う場合 10割 ただし、公園集会所（花畑公園桜花亭）を使用する場合 5割 (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発第58号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者が使用する場合。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。 10割 (4) 70歳以上の者が使用する場合 10割 <u>(5) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が7月21日から8月31日までに条例別表第4、別表第6又は別表第7に掲げる有料施設を使用する場合 10割</u> <u>(6) 毎週水曜日の午前8時から午後5時まで（1月、2月、11月及び12月は午後4時まで）（足立区の休日を定める条例（平成元年足立区条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）に条例別表第2の野球場のうち上沼田東公園に設置されたものを使用する場合 10割</u> <u>(7) 足立区無電柱化推進計画に基づき、電線の設置及び管理を行う者が、電線類若しくは電線類を収容するための管路を地中に設置し、又は地中に設ける電線類と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）を設置する場合 条例第11条の規定により算出した占用料の額から、当該電線類、管路又は物件が道路（足立区道路占用料等徴収条例（昭和28年足立区条例第14号）の適用を受ける道路をいう。以下同じ。）に設置されたものとみなして同条例第2条の規定を適用して算出した額（道路に設置されたものとみなした場合において同条例第3条の規定の適用を受けられるときにあっては同条による減免後の額）を差し引いて得られた額（当該額が零を下回る場合には零とする。）</u> <u>(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた場合 10割又</u>

改正前	改正後
は5割 2 前項 の規定により使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、占有許可又は使用承認の申請の際に公園占有料減免申請書（別記第7号様式）又は公園有料施設使用料減免申請書（別記第8号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に規定する者は、各手帳のほか、当該事実を証するものの提示をもって、使用料又は占用料の減免を承認する。 （追加） （追加） 3 指定管理者が管理を行う施設にあつては、減免の申請は指定管理者に行うものとし、減免の申請及び承認に係る様式 については指定管理者が定めるものとする。	は5割 2 前項第1号、第2号、第7号又は第8号の規定により使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、占有許可又は使用承認の申請の際に公園占有料減免申請書（別記第7号様式）又は公園有料施設使用料減免申請書（別記第8号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。 _____ 3 第1項の規定により使用料又は占用料の減免を受けようとする者のうち、同項第3号又は第4号に該当する者にあつては各手帳のほか当該事実を証するものを、同項第5号に該当する者にあつては必要に応じて当該事実を証するものを区長に提示しなければならない。 4 第1項第6号に規定する日時においては、同号の施設の団体貸切使用を _____ することができない。 5 条例第21条第2項の規定による利用料金の減免の申請は指定管理者に行うものとし、減免の申請及び承認に係る様式<u>及び手続</u>については指定管理者が定めるものとする。
第13条～第21条 （省略） （追加）	第13条～第21条 （現行のとおり） 付 則（令和6年3月29日規則第14号） （施行期日） 1 この規則は、令和6年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条第1項（同項第5号を加える部分に限る。）及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 前項の規定にかかわらず、改正後の足立区立公園条例施行規則の規定による施行日以後の公園施設の利用に係る承認その他の手続については、施行日前にこれを行うことができる。

改正前				改正後			
別表第 1（省略）				別表第 1（現行のとおり）			
別表第 2（第 4 条関係）				別表第 2（第 4 条関係）			
有料施設				有料施設			
	有料施設	有料施設を設置する公園			有料施設	有料施設を設置する公園	
	庭球場	足立区立	千住スポーツ公園		庭球場	足立区立	千住スポーツ公園
		同	宮元公園			同	宮元公園
		同	竹の塚第六公園			同	竹の塚第六公園
		同	尾竹橋公園			同	尾竹橋公園
		同	上沼田東公園			同	上沼田東公園
		同	江北公園			同	江北公園
	運動場	同	千住スポーツ公園		運動場	同	千住スポーツ公園
		同	荒川西新井橋緑地			同	荒川西新井橋緑地
		同	荒川鹿浜橋緑地			同	荒川鹿浜橋緑地
		同	荒川江北橋緑地			同	荒川江北橋緑地
	弓道場	同	千住スポーツ公園		弓道場	同	千住スポーツ公園
	相撲場	同	千住スポーツ公園		相撲場	同	千住スポーツ公園
	会議室（千住スポーツ公園）	同	千住スポーツ公園		会議室（千住スポーツ公園）	同	千住スポーツ公園
	野球場	同	谷中公園		野球場	同	谷中公園
		同	保木間公園			同	保木間公園
		同	上沼田東公園			同	上沼田東公園
		同	荒川西新井橋緑地			同	荒川西新井橋緑地
		同	荒川千住新橋緑地			同	荒川千住新橋緑地
		同	荒川鹿浜橋緑地			同	荒川鹿浜橋緑地
		同	荒川江北橋緑地			同	荒川江北橋緑地
		同	荒川日ノ出町緑地（E 面）			同	荒川日ノ出町緑地（E 面）
		同	荒川日ノ出町緑地（F 面）			同	荒川日ノ出町緑地（F 面）

改正前			改正後		
公園集会所	同	花畑公園桜花亭	公園集会所	同	花畑公園桜花亭
	同	東渚江庭園臨渚亭		同	東渚江庭園臨渚亭
会議室（江北公園）	同	江北公園	会議室（江北公園）	同	江北公園
生物園	同	元渚江公園	生物園	同	元渚江公園
駐車場	同	江北公園	駐車場	同	江北公園
	同	千住スポーツ公園		同	千住スポーツ公園
	同	谷中公園		同	谷中公園
	同	竹の塚第六公園		同	竹の塚第六公園
	同	大谷田南公園		同	大谷田南公園
	同	上沼田東公園			(削除)
ミニ列車	同	大谷田南公園	ミニ列車	同	大谷田南公園
	同	北鹿浜公園		同	北鹿浜公園
バッテリーカー	同	北鹿浜公園	バッテリーカー	同	北鹿浜公園

別表第 3（省略）

別表第 3（現行のとおり）

別表第 4（第 7 条関係）

有料施設の使用時間及び使用休止期間

種別	使用時間	使用休止期間
庭球場（千住スポーツ公園）	午前 9 時から午後 5 時まで（3 月から 11 月までの日曜日は午後 7 時まで、その他の曜日は午後 9 時まで）	第 3 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
庭球場（竹の塚第六公園）	午前 9 時から午後 5 時まで	1 月 1 日から同月 3 日まで

別表第 4（第 7 条関係）

有料施設の使用時間及び使用休止期間

種別	使用時間	使用休止期間
庭球場（千住スポーツ公園）	午前 9 時から午後 5 時まで（3 月から 11 月までの日曜日は午後 7 時まで、その他の曜日は午後 9 時まで）	第 3 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
庭球場（竹の塚第六公園）	午前 9 時から午後 5 時まで	1 月 1 日から同月 3 日まで

改正前				改正後			
園)	まで（3月から11月までは午前9時から午後9時まで）	まで及び12月29日から同月31日まで		園)	まで（3月から11月までは午前9時から午後9時まで）	まで及び12月29日から同月31日まで	
庭球場（宮元公園）	午前9時から午後5時まで（3月から5月まで及び9月は午後6時まで、6月から8月までは午後7時まで）	同上		庭球場（宮元公園）	午前9時から午後5時まで（3月から5月まで及び9月は午後6時まで、6月から8月までは午後7時まで）	同上	
庭球場（尾竹橋公園、上沼田東公園及び江北公園）	午前9時から午後5時まで（3月は午後6時まで、4月から10月までは午後9時まで）	同上		庭球場（尾竹橋公園及び江北公園）	午前9時から午後5時まで（3月は午後6時まで、4月から10月までは午後9時まで）	同上	
（追加）				庭球場（上沼田東公園）	午前9時から午後5時まで（3月は午後6時まで、4月から10月までは午前8時から午後9時まで）	同上	
運動場（千住スポーツ公園）	午前9時から午後5時まで	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		運動場（千住スポーツ公園）	午前9時から午後5時まで	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	
運動場（千住スポーツ公園を除く。）	午前8時から（日曜日、土曜日及び休日は午前6時から）午後6時まで（1月、2月、11月	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		運動場（千住スポーツ公園を除く。）	午前8時から（日曜日、土曜日及び休日は午前6時から）午後6時まで（1月、2月、11月	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	

改正前				改正後			
		及び12月は午前8時から午後4時まで)			及び12月は午前8時から午後4時まで)		
弓道場	午前9時から午後9時まで	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		弓道場	午前9時から午後9時まで	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	
相撲場	同上	同上		相撲場	同上	同上	
会議室（千住スポーツ公園）	同上	同上		会議室（千住スポーツ公園）	同上	同上	
野球場（谷中公園）	午前6時から午後6時まで（11月から12月第2日曜日までは午前8時から午後4時まで、3月は午前8時から午後6時まで）	1月、2月及び12月第2日曜日の翌日から同月31日まで		野球場（谷中公園）	午前6時から午後6時まで（11月から12月第2日曜日までは午前8時から午後4時まで、3月は午前8時から午後6時まで）	1月、2月及び12月第2日曜日の翌日から同月31日まで	
野球場（保木間公園）	午前6時から午後6時まで（1月、2月、11月及び12月は午前8時から午後4時まで）	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		野球場（保木間公園）	午前6時から午後6時まで（1月、2月、11月及び12月は午前8時から午後4時まで）	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	
野球場（上沼田東公園）	午前6時から（日曜日及び休日は午前8時から）午後9時まで（3月は午前8時から午後6時まで、11月1日から12月第2日曜日まで	1月、2月及び12月第2日曜日の翌日から同月31日まで		野球場（上沼田東公園）	午前6時から（日曜日及び休日は午前8時から）午後9時まで（ <u>1月、2月、11月及び12月</u> は午前8時から午後4時まで、3月は午前	<u>同上</u>	

改正前				改正後			
		は午前8時から午後4時まで)			8時から午後6時まで)		
野球場（谷中公園、保木間公園及び上沼田東公園を除く。）	午前8時から（日曜日、土曜日及び休日は午前6時から）午後6時まで（1月、2月、11月及び12月は、午前8時から午後4時まで）	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		野球場（谷中公園、保木間公園及び上沼田東公園を除く。）	午前8時から（日曜日、土曜日及び休日は午前6時から）午後6時まで（1月、2月、11月及び12月は、午前8時から午後4時まで）	同上	
公園集会所（花畑公園桜花亭）	午前9時から午後9時30分まで	月曜日（その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日及び12月29日から同月31日まで		公園集会所（花畑公園桜花亭）	午前9時から午後9時30分まで	月曜日（その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日及び12月29日から同月31日まで	
公園集会所（東渚江庭園臨渚亭）	午前9時から午後5時まで	月曜日（その日が休日、5月18日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		公園集会所（東渚江庭園臨渚亭）	午前9時から午後5時まで	月曜日（その日が休日、5月18日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	
会議室（江北公園）	午前9時から午後9時30分まで	第1、第3水曜日（その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない		会議室（江北公園）	午前9時から午後9時30分まで	第1、第3水曜日（その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない	

改正前				改正後			
			日)、1月1日及び12月29日から同月31日まで				日)、1月1日及び12月29日から同月31日まで
生物園	午前9時30分から午後5時まで(1月、11月及び12月にあっては午後4時30分まで、足立区立小学校の夏季休業の期間中にあっては午後5時30分まで)	月曜日(足立区立小学校の春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間中の月曜日を除く。)(その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日及び12月29日から同月31日まで		生物園	午前9時30分から午後5時まで(1月、11月及び12月にあっては午後4時30分まで、足立区立小学校の夏季休業の期間中にあっては午後5時30分まで)	月曜日(足立区立小学校の春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間中の月曜日を除く。)(その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日及び12月29日から同月31日まで	
駐車場(江北公園のうち、足立区鹿浜二丁目44番1号に存するもの)	午前9時から午後5時まで(6月から9月までは午前9時から午後6時まで、会議室を全日又は夜間使用する者は、午後9時30分まで)	第1、第3水曜日(その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日及び12月29日から同月31日まで		駐車場(江北公園のうち、足立区鹿浜二丁目44番1号に存するもの)	午前9時から午後5時まで(6月から9月までは午前9時から午後6時まで、会議室を全日又は夜間使用する者は、午後9時30分まで)	第1、第3水曜日(その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日及び12月29日から同月31日まで	
駐車場(江北公園のうち、足立区鹿浜五丁目8番1号に存するもの)	午前9時から午後9時まで(1月、2月、11月及び12月は午後5時まで、3月は午後6時まで)	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		駐車場(江北公園のうち、足立区鹿浜五丁目8番1号に存するもの)	午前9時から午後9時まで(1月、2月、11月及び12月は午後5時まで、3月は午後6時まで)	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	
駐車場(千住スポーツ	午前8時30分から午後	第3月曜日(その日が		駐車場(千住スポーツ	午前8時30分から午後	第3月曜日(その日が	

改正前				改正後			
	公園)	9時30分まで	休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		公園)	9時30分まで	休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
	駐車場(谷中公園)	午前5時30分から午後6時30分まで(3月は午前7時30分から午後6時30分まで、11月1日から12月第2日曜日までは午前7時30分から午後4時30分まで)	1月、2月及び12月第2日曜日の翌日から同月31日まで		駐車場(谷中公園)	午前5時30分から午後6時30分まで(3月は午前7時30分から午後6時30分まで、11月1日から12月第2日曜日までは午前7時30分から午後4時30分まで)	1月、2月及び12月第2日曜日の翌日から同月31日まで
	駐車場(竹の塚第六公園)	午前8時30分から午後5時30分まで(3月から11月までは午前8時30分から午後9時30分まで)	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		駐車場(竹の塚第六公園)	午前8時30分から午後5時30分まで(3月から11月までは午前8時30分から午後9時30分まで)	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
	駐車場(大谷田南公園)	午前8時30分から午後6時まで(1月、11月及び12月は午後4時30分まで、2月から4月まで、9月及び10月は午後5時30分まで)	同上		駐車場(大谷田南公園)	午前8時30分から午後6時まで(1月、11月及び12月は午後4時30分まで、2月から4月まで、9月及び10月は午後5時30分まで)	同上
	駐車場(上沼田東公園)	午前5時30分から午後9時30分まで(11月から翌年2月までは午前7時30分から午後5時	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで		(削除)		

改正前					改正後				
		30分まで、3月は午前 7時30分から午後6時 30分まで)							
備考 施設の管理上支障があるときは、使用を停止し、又は制限すること がある。					備考 施設の管理上支障があるときは、使用を停止し、又は制限すること がある。				
別表第5（省略）					別表第5（現行のとおり）				

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件名	五兵衛橋架け替え事業説明会の開催結果について
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
内容	五兵衛橋架け替え事業に関する工事説明会を開催したので、以下のとおり報告する。 1 説明会開催の日時等 (1) 開催日時 令和6年4月23日(火) 午後6時30分～午後7時30分 (2) 開催場所 弘道小学校体育館(西綾瀬四丁目7番27号) 2 参加者 31名 3 説明内容 (1) 架設計画について - ア 現在の五兵衛橋の状況 - イ 架け替え事業のこれまでの経緯 - ウ 新設橋について - エ 既存の橋の撤去について - オ 自転車、歩行者の動線の変更について (2) 工事について - ア 工事箇所の区分 - イ 工事スケジュール - ウ 交通規制 - エ 環境対策 4 主な質疑 (1) 架設計画について Q1: 橋の通行者から自宅を覗き込まれないように、目隠し板を設置してほしい。 A1: 地元要望のあった神輿の通行を阻害しない構造で目隠し板の設置を検討していく。 Q2: スロープを通行する際、曲がり角では対向してくる自転車が認識しづらいので、自転車を降りて通行しなければならないのであれば、有効な注意喚起の方法を検討していただきたい。 A2: カーブミラーの設置を検討していく。

Q 3 : 利用者の安全や地域の防犯面から、通行部分を明るく照らした方が良いと思うが、照明はどのように設計されているのか。

A 3 : 照明は、照度の基準を満たすように設計している。また、防犯カメラの設置も検討していく。

Q 4 : 西側スロープ下の空間は、ゴミの投げ捨て等の対策を検討してほしい。

A 4 : 西側スロープ周辺はゴミの投げ入れが防止できる形状のフェンス等で囲うことを予定している。

Q 5 : 新設橋が現在の橋から約 80 m 上流側になると、利用しづらくなり、利用者が減ることが予想される。架け替え工事ではなく、撤去工事のみでもよかったのではないかな。

A 5 : 利用者数の大幅な増減は、ほぼ生じないと予測している。周辺地域の皆様や利用者の利便性を確保するため、架け替え工事が必要と考えている。

(2) 工事について

Q 1 : 大型重機を使用するのか。使用するのであればどこを通るか教えてほしい。

A 1 : 西側で大型重機を使用する予定である。搬入ルートとしては江北高校南側道路を想定しているが、警察と協議しながら決定していく予定である。

Q 2 : 自宅が車両通行止め区間と記載された道路に面しているが自分も通行できなくなるのか。

A 2 : 一般車両は通行止めとするが、沿道の方は出入りに支障がないよう考えている。やむを得ず出入りができなくなる場合は、代替えの駐車場を用意するなど個別に対応したいと考えている。

5 問題点・今後の方針

説明会でのご意見を踏まえ、工事に伴い車の出入りに影響が生じる可能性がある 7 件には、事前調整を行う。

6 位置図



建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件 名	花畑川環境整備事業の取組み状況について																		
所管部課名	道路公園整備室道路整備課																		
内 容	花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。 1 花畑川環境整備その1工事の第4回契約変更（最終）について (1) 契約の相手方 株式会社東京三田組 (2) 工 事 箇 所 足立区辰沼二丁目16番～神明二丁目8番先 (3) 変 更 の 概 要 その1工事に連続する既設護岸上部撤去工事を、同じ施工会社（株式会社東京三田組）が落札したため、敷鉄板や仮囲いの撤去が不要となり、令和6年4月建設委員会で報告した変更金額（9億6,700万円）より、さらに約150万円減額した9億6,546万4,500円で工事を終了した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>時期</th><th>工事期間</th><th>契約金額（税込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>R4.10.19 (3回目変更)</td><td>R3.3.24～R6.10.31</td><td>994,084,300円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>R6.4.19 (建設委員会報告)</td><td>R3.3.24～<u>R6.5.31</u>※</td><td>967,000,000円 No.1より△27,084,300円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>R6.5.24 (4回目変更)</td><td>R3.3.24～<u>R6.5.31</u>※</td><td>965,464,500円 No.2より△1,535,500円</td></tr> </tbody> </table> ※ 3回目変更以降は順調に進み、工事期間を5か月短縮して工事を終了した。 2 花畑川環境整備その1既設護岸上部撤去工事について (1) 契約の相手方 株式会社東京三田組 (2) 工 事 箇 所 足立区辰沼二丁目16番～神明二丁目8番先 (3) 契 約 金 額 156,200,000円（税込） (4) 工 期 令和6年5月22日～令和7年2月7日 3 花畑川環境整備その1工事の進捗状況について 花畑川を考える会を構成している地域へ花畑川環境整備の進捗状況の周知を行った（別紙参照 P30）。			No.	時期	工事期間	契約金額（税込）	1	R4.10.19 (3回目変更)	R3.3.24～R6.10.31	994,084,300円	2	R6.4.19 (建設委員会報告)	R3.3.24～ <u>R6.5.31</u> ※	967,000,000円 No.1より△27,084,300円	3	R6.5.24 (4回目変更)	R3.3.24～ <u>R6.5.31</u> ※	965,464,500円 No.2より△1,535,500円
No.	時期	工事期間	契約金額（税込）																
1	R4.10.19 (3回目変更)	R3.3.24～R6.10.31	994,084,300円																
2	R6.4.19 (建設委員会報告)	R3.3.24～ <u>R6.5.31</u> ※	967,000,000円 No.1より△27,084,300円																
3	R6.5.24 (4回目変更)	R3.3.24～ <u>R6.5.31</u> ※	965,464,500円 No.2より△1,535,500円																

4 先進事例視察結果について

(1) 視察日

令和6年5月30日(木)

(2) 場 所

京都府 桂川嵐山地区・宇治川塔の島地区

(3) 出席者

学識経験者、道路公園管理課長、道路整備課長、道路整備課職員

(4) 目 的

学識経験者から紹介された周辺環境との調和や景観に配慮した散策路整備の先進事例を視察し、河川のデザインなどの解説を受け、その1工事区間以降の整備方針の参考とするため。

(5) 視察結果

ア 宇治川 塔の島地区(周辺環境と調和した護岸整備)



イ 桂川 嵐山地区(景観に配慮し転落防止を設置していない散策路)



5 第6回花畑川を考える会開催について

(1) 開催年月日 令和6年7月2日(火)

(2) 場 所 佐野地域学習センター(佐野二丁目43番5号)

(3) 内 容

ア 現在の工事の状況

イ 散策路の整備内容について

ウ 富士見歩道橋及び周辺護岸の整備イメージについて

6 今後のスケジュール（案）

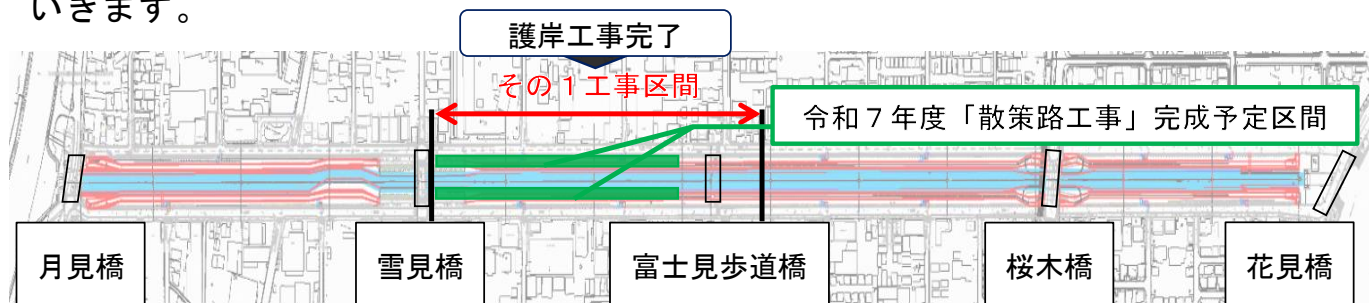
時 期	内 容
令和6年5月31日	その1工事完了
令和6年7月2日	第6回花畑川を考える会
令和6年7月頃	家屋調査（約50件）※
令和6年9月頃	花畑川環境整備その1既設護岸上部撤去工事 着手

※ 家屋調査は、工事の着手前と完了後の家屋の状態を記録し、工事が家屋に及ぼす影響を比較するために行う。今回の調査は、令和6年9月頃着手予定の、花畑川環境整備その1既設護岸上部撤去工事の着手前の調査である。

花畑川工事の進捗について

足立区では、区民の皆様の安全安心を守り、「憩いの場」「地域交流の場」となるよう花畑川の環境整備工事を進めています。

その1工区は引き続き**令和7年度内の「散策路工事」の完成**を目指し、進めていきます。



護岸工事の完了について

令和3年3月より行ってまいりました「その1」工区の護岸工事は、令和4年に川底に積もった泥土への対応が必要となったため、**約1年間の工事期間の延長※**を行いましたが、皆様にご理解とご協力をいただいた結果**5か月短縮して令和6年5月に完了いたしました**。心より感謝申し上げます。



※ 令和5年11月20日から令和6年10月31日まで工事期間を延長しました

今後のスケジュール（予定）について

雪見橋から富士見歩道橋までの花畑川沿いにお住いの皆様を中心に**散策路工事**による影響を記録するため、**6月から9月まで家屋調査をさせていただきます**。

6月頃から足立区の身分証明書を携帯した調査会社が、詳細をご説明に伺う予定です。対象の方には改めて、個別にご説明させていただきます。

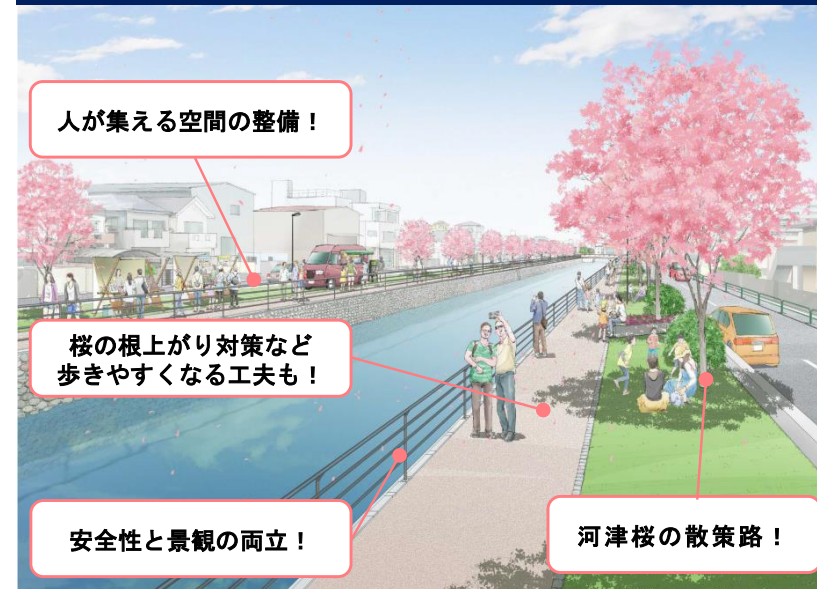
工事の内容		令和6年度	令和7年度
散策路工事	コンクリート護岸切断	調査期間 6月～9月	9月頃～ 作業開始
	舗装・緑地整備		～R7年度 完成予定

※ 調査期間中は工事車両の出入りや建設機械の作業はほとんどありません

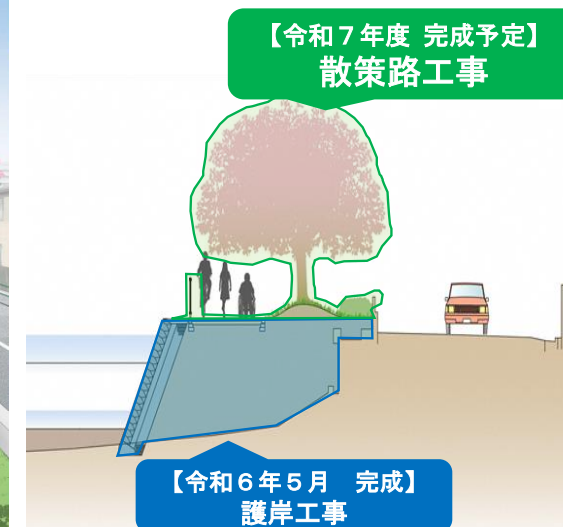
その1工事区間「散策路工事」完成イメージ

現在、令和7年度に散策路工事が完成するよう、**近隣にお住いの皆様や専門家のご意見を反映させながら「散策路」の設計を進めております**。

散策路工事の完成イメージと整備のポイント



施工イメージ



※ 画像は現在のイメージです。完成後と仕様・色調が異なる場合があります。

花畑川の氾濫の危険性に対する専門家へのヒアリング結果

区民の皆様からご質問をいただいた、花畑川環境整備に関連する花畑川の氾濫の危険性について、水害対策や河川整備の専門家へのヒアリングを行いました。

質問 護岸工事により花畑川の川幅が狭くなった場合、氾濫の危険性に影響はありますか。

回答 花畑水門と六ツ木水門の開閉で水位を管理していることや、花畑水門から六ツ木水門までの間で、中川が氾濫すると想定されている降雨量※1よりも多い**970mm程度の雨水を貯められるため、護岸工事により川幅が狭くなったとしても、花畑川の氾濫の危険性に影響はありません**。
また、花畑川を含む中川・綾瀬川流域では**国による放水路の整備やポンプの増設等により、治水の安全性も高まっています※2**。



※1 中川・綾瀬川流域の想定降雨規模は596mm/2日間です
※2 周辺河川の対策情報は、右下のQRコードからも確認できます

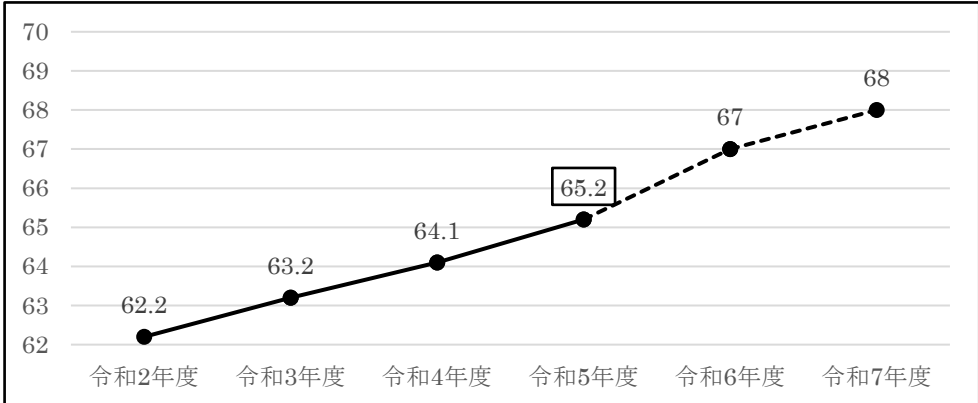
連絡先

足立区 都市建設部 道路整備課 整備第二係
【電話】 03-3880-5925 【FAX】 03-3880-5619
【メール】 kukaku@city.adachi.tokyo.jp



建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件名	密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について																																																								
所管部課名	建築室建築防災課																																																								
内 容	不燃化特区、密集市街地整備事業、都市防災不燃化促進事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。																																																								
	1 不燃化特区（不燃化推進特定整備事業）（別紙1 P35参照） 老朽建築物の除却や不燃化建替えに伴う工事費の一部を助成する。 （1）都の補助金交付事業で事業期間は令和7年度まで（目標値68%） （2）不燃領域率（まちの燃えにくさを示す指標）は、表2のとおり毎年1%前後向上してきた。令和5年度末時点で65.2%となった。																																																								
	表1 不燃化推進特定整備事業の令和4、5年度実績と6年度予定 上段 件数、下段 助成額（千円）																																																								
	<table><tr><th rowspan="2">地区名 (地区面積)</th><th colspan="3">老朽建築物除却※1</th><th colspan="3">不燃化建替え※2</th><th rowspan="2">別紙1</th></tr><tr><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr><tr><td rowspan="2">足立区中南部一帯地区 (646.2ha)</td><td>199件</td><td>202件</td><td>283件</td><td>25件</td><td>11件</td><td>31件</td><td rowspan="2">(1)</td></tr><tr><td>322,934</td><td>396,012</td><td>594,300</td><td>58,136</td><td>27,491</td><td>142,600</td></tr><tr><td rowspan="2">西新井駅西口 周辺地区 (54.8ha)</td><td>11件</td><td>16件</td><td>24件</td><td>5件</td><td>9件</td><td>11件</td><td rowspan="2">(2)</td></tr><tr><td>18,862</td><td>28,743</td><td>50,400</td><td>12,843</td><td>27,431</td><td>50,600</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>210件</td><td>218件</td><td>307件</td><td>30件</td><td>20件</td><td>42件</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>341,796</td><td>424,755</td><td>644,700</td><td>70,979</td><td>54,922</td><td>193,200</td></tr></table>	地区名 (地区面積)	老朽建築物除却※1			不燃化建替え※2			別紙1	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	足立区中南部一帯地区 (646.2ha)	199件	202件	283件	25件	11件	31件	(1)	322,934	396,012	594,300	58,136	27,491	142,600	西新井駅西口 周辺地区 (54.8ha)	11件	16件	24件	5件	9件	11件	(2)	18,862	28,743	50,400	12,843	27,431	50,600	合計	210件	218件	307件	30件	20件	42件		341,796	424,755	644,700	70,979	54,922	193,200
	地区名 (地区面積)		老朽建築物除却※1			不燃化建替え※2				別紙1																																															
4年度		5年度	6年度	4年度	5年度	6年度																																																			
足立区中南部一帯地区 (646.2ha)	199件	202件	283件	25件	11件	31件	(1)																																																		
	322,934	396,012	594,300	58,136	27,491	142,600																																																			
西新井駅西口 周辺地区 (54.8ha)	11件	16件	24件	5件	9件	11件	(2)																																																		
	18,862	28,743	50,400	12,843	27,431	50,600																																																			
合計	210件	218件	307件	30件	20件	42件																																																			
	341,796	424,755	644,700	70,979	54,922	193,200																																																			
※1 令和5年度から助成額を最大210万円から280万円に増額 ※2 令和5年度から除却費、設計・監理費に建築費の助成を追加																																																									
表2 不燃領域率の推移（%）																																																									
 <table><thead><tr><th>年度</th><th>不燃領域率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和2年度</td><td>62.2</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>63.2</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>64.1</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>65.2</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>67</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>68</td></tr></tbody></table>	年度	不燃領域率 (%)	令和2年度	62.2	令和3年度	63.2	令和4年度	64.1	令和5年度	65.2	令和6年度	67	令和7年度	68																																											
年度	不燃領域率 (%)																																																								
令和2年度	62.2																																																								
令和3年度	63.2																																																								
令和4年度	64.1																																																								
令和5年度	65.2																																																								
令和6年度	67																																																								
令和7年度	68																																																								

2 密集市街地整備事業（別紙1 P35参照）

西新井駅西口周辺地区及び千住西地区で防災生活道路の拡幅や公園・プチテラスの整備、老朽建築物の除却などを進める。

（1）国及び都の補助事業

（2）事業期間は、西新井駅西口周辺地区は令和7年度、千住西地区は令和10年度となっている。

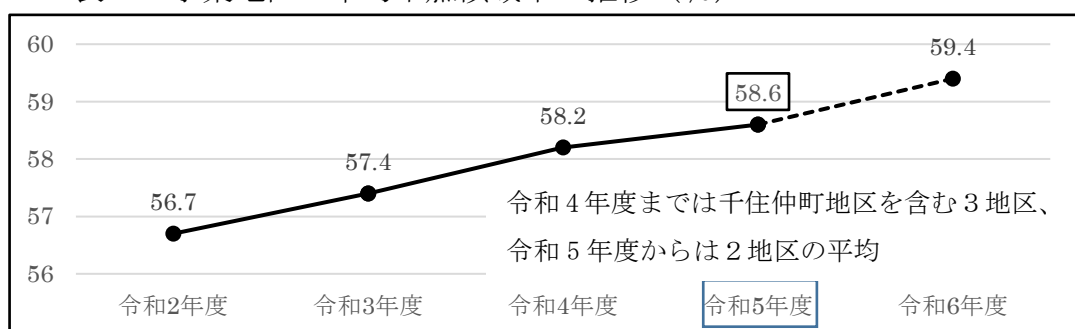
（3）不燃領域率は目標値60%の達成に向けて着実に向上している。

表3 密集市街地整備事業の令和4、5年度実績と6年度予定

地区名《地区面積》 〔令和5年度末 不燃領域率〕 ()内は前年度比		4年度	5年度	6年度	別紙1
		金額(千円) 【面積(m ²)】	金額(千円) 【面積(m ²)】	金額(千円) 【面積(m ²)】	
西新井駅 西口周辺地区 《51.4ha》 〔57.6% (+0.7%)〕	道路 整備	12,925 【43.02】	25,249 【93.72】	34,800 【95.85】	①
	公園 整備	0 【0.00】	0 【0.00】	0 【0】	
	用地 取得	167,780 【195.08】	91,627 【63.11】	74,787 【55.88】	
千住西地区 《60.8ha》 〔59.4% (+0.8%)〕	道路 整備	5,210 【13.67】	2,348 【4.75】	5,500 【12.99】	②
	公園 整備	0 【0.00】	30,122 【236.27】	18,850 【84.02】	
	用地 取得	2,819 【5.89】	100,705 【78.12】	303,850 【78.33】	
千住仲町 地区※ 《15.7ha》 〔60.5%〕	道路 整備	6,856 【15.43】			③
	公園 整備	0 【0.00】			
	用地 取得	58,306 【31.43】			
合計		253,896	250,051	437,787	

※ 千住仲町地区は令和4年度で事業終了 数字は令和4年度末

表4 事業地区の平均不燃領域率の推移(%)



3 都市防災不燃化促進事業（別紙2 P36参照）

延焼遮断帯となる都市計画道路沿道30mの不燃化促進区域において、不燃建築物の新築工事等の助成により沿道の不燃化を促進し、延焼遮断帯を形成する。

- (1) 補助261号線伊興・西伊興地区（**カ**）及び補助109号線神明・北加平地区（**キ**）は令和6年度から新規事業導入
- (2) 補助136号線扇・本木地区（**ア**）及び補助138号線興野・本木地区（**イ**）は令和6年度で事業終了予定となるが、次の事由により今年度中に事業延伸に向けた手続きを行う。

ア 街路事業が全線で供用開始されていない

イ 不燃化率60%未満（補助138号線興野・本木地区）

表5 各地区の令和5年度末の不燃化率と事業期限

路線	地区及び別紙2位置図	不燃化率※	事業期限
補助 136号線	ア 扇・本木	60.3% (+0.4%)	令和7年3月末 【事業延伸予定】
補助 138号線	イ 興野・本木	51.5% (+1.6%)	同上
	ウ 西新井駅西口 その1工区	53.4% (+1.0%)	令和8年3月末
	エ 西新井駅西口 その2工区	52.6% (+0.7%)	令和11年3月末 【今年度事業延伸】
補助 261号線	オ 西竹の塚	48.3% (+0.3%)	令和12年3月末
	カ 伊興・西伊興	60.1%	令和16年3月末 【新規事業導入】
補助 109号線	キ 神明・北加平	55.5%	同上

※ 上段 不燃化率、下段 () 前年度比

表6 都市防災不燃化促進事業の令和4, 5年度実績と6年度予定

上段 除却件数、下段 助成額（千円）

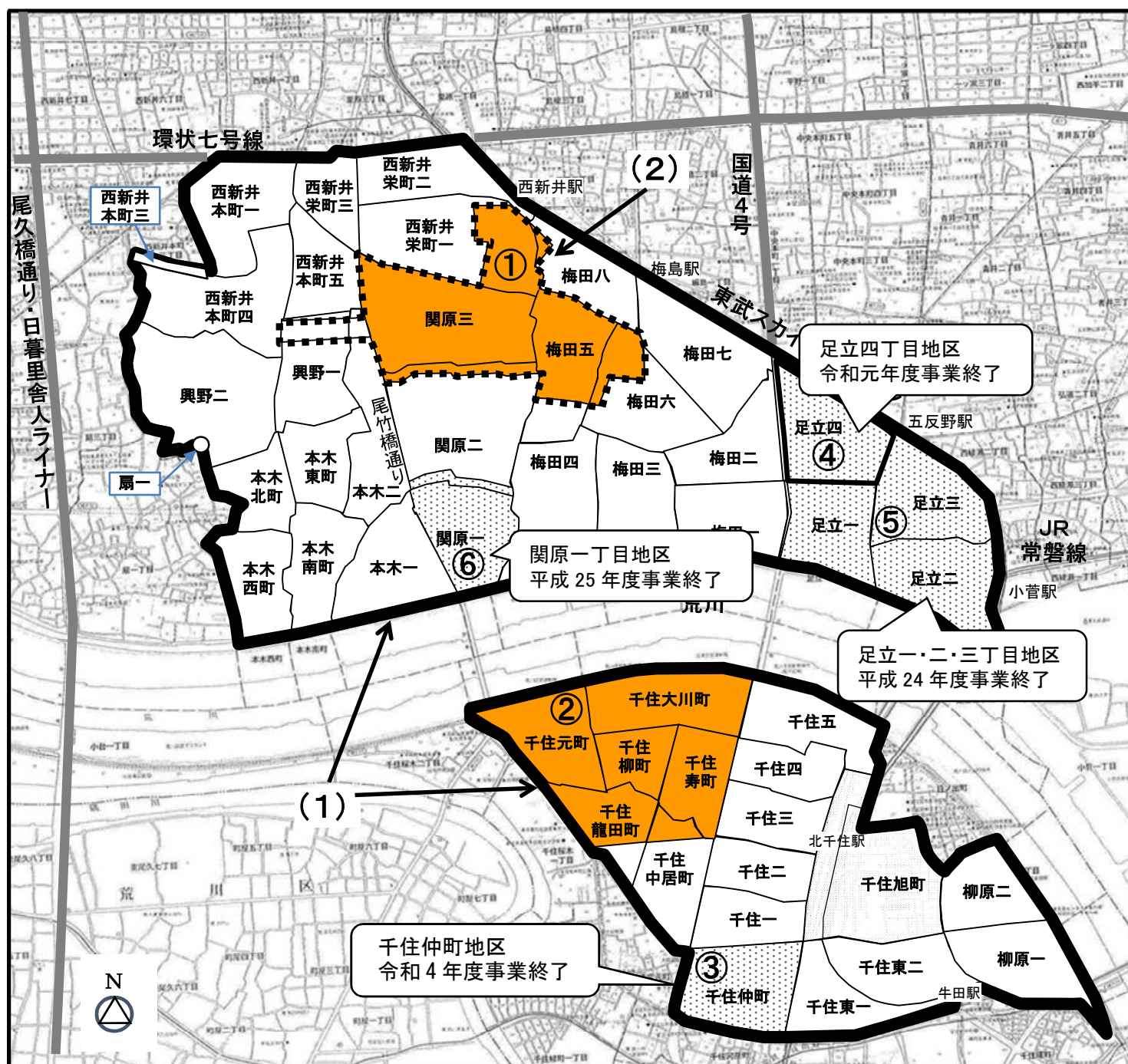
老朽建築物除却			不燃建築助成※		
4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
2件 4,186	5件 7,548	7件 15,580	4件 22,217	2件 16,547	7件 29,300

※ 不燃建築物の新築工事費などの助成

4 問題点・今後の方針

- (1) 不燃化特区※1の事業期間は令和7年度までとなるため、事業終了に向けて、より一層事業推進に力をいれる。また、令和8年度以降の事業延長を東京都に協議する。
 - (2) 密集市街地整備事業※2は地区内の関係権利者の協力のもと道路・公園整備を推進し、不燃領域率を着実に向上させる。また、西新井駅西口周辺地区では令和8年度以降の事業延長を東京都に協議する。
 - (3) 都市防災不燃化促進事業※3は、補助第136号線扇・本木地区及び補助第138号線興野・本木地区の事業延伸に向けた関係権利者への説明会及びアンケート調査を実施し、東京都へ事業延伸の申請手続きを行う。
- ※1 不燃化特区区域において老朽建築物の除却や不燃化建替えに伴う工事費の一部を助成する事業。
- ※2 事業地区にて防災生活道路の拡幅や公園・プチテラスの整備、老朽建築物の除却などを進める事業。
- ※3 延焼遮断帯となる都市計画道路沿道30mの不燃化促進区域にて不燃建築物の新築工事等の助成により沿道の不燃化を促進し、延焼遮断帯を形成する事業。

不燃化特区及び密集市街地整備事業地区 位置図

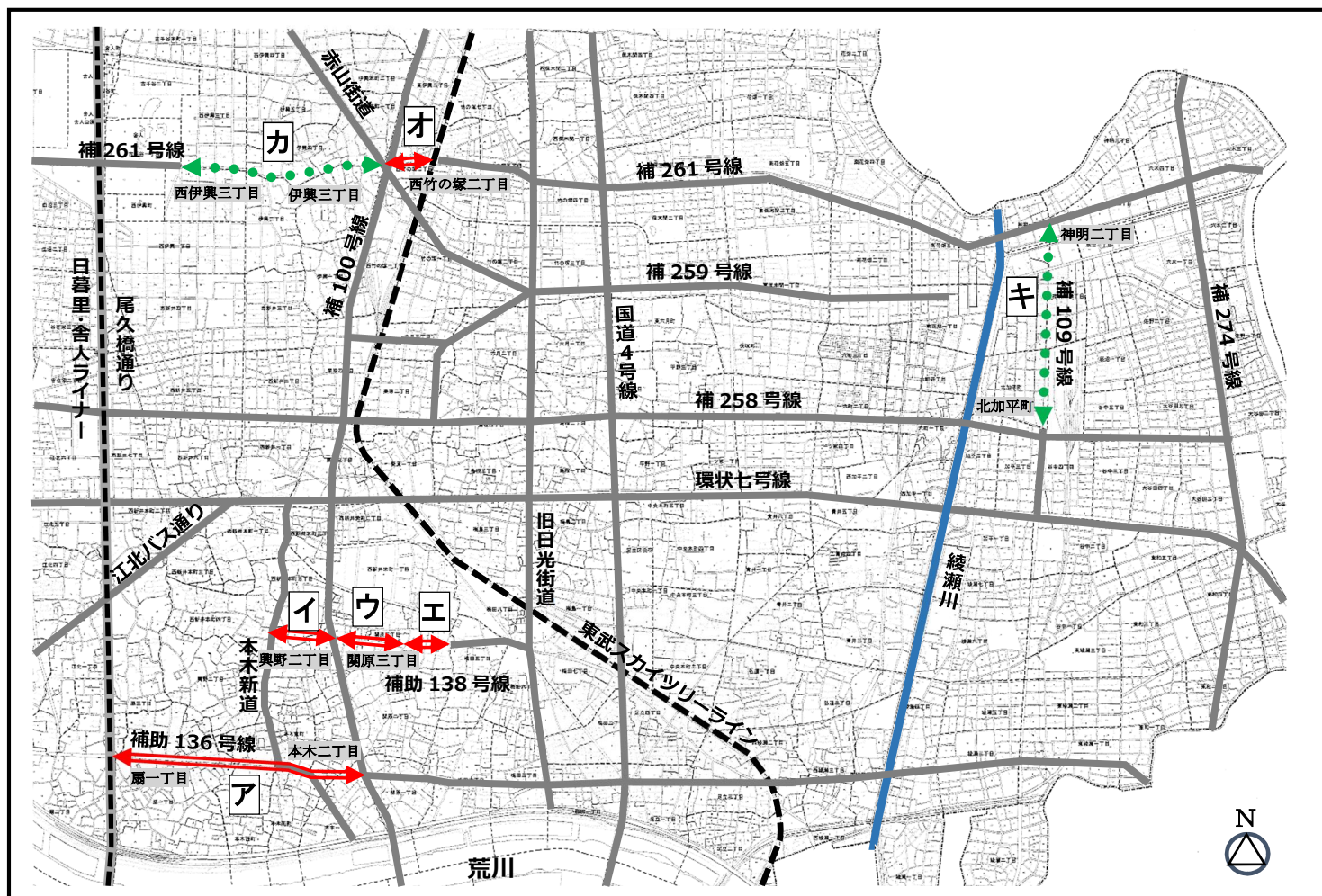


(凡例)

不燃化特区	
	(1) 足立区中南部一帯地区 不燃化特区 (646.2ha)
	(2) 西新井駅西口周辺地区 不燃化特区 (54.8ha)

密集市街地整備事業	
	(実施) ① 西新井駅西口周辺地区 ② 千住西地区
	(終了) ③ 千住仲町地区 ④ 足立四丁目 ⑤ 足立一・二・三丁目 ⑥ 関原一丁目

都市防災不燃化促進事業地区 位置図



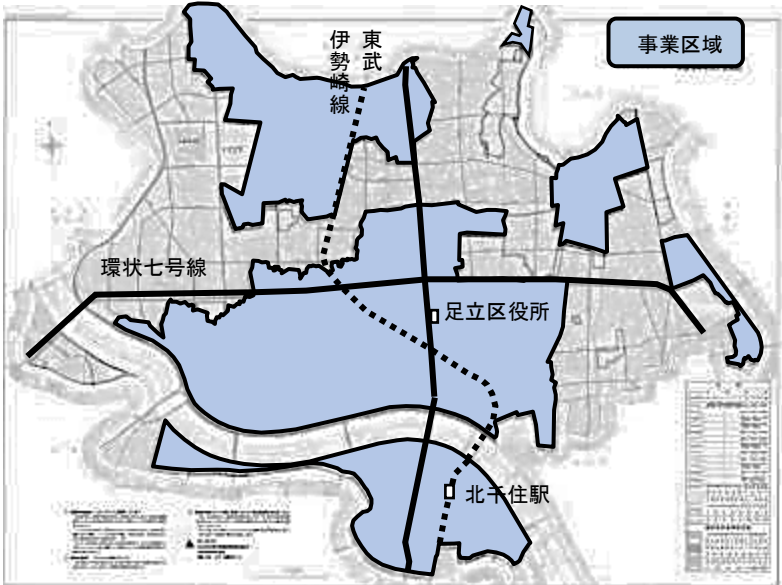
(凡例)

都市防災不燃化促進事業

	ア 補助 136 号線 扇・本木地区 イ 補助 138 号線 興野・本木地区 ウ 同 西新井駅西口その1工区地区 エ 同 西新井駅西口その2工区地区 オ 補助 261 号線 西竹の塚地区
	カ 補助 261 号線 伊興・西伊興地区 キ 補助 109 号線 神明・北加平地区

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件名	細街路整備事業の取組み状況について
所管部課名	建築室建築防災課
内容	密集市街地などの防災性向上や良好な住環境を確保するために、道路のネットワーク化を図り、災害発生時の避難経路や日照、通風などを確保することを目的として、昭和60年から本事業を開始した。現在の取組み状況を報告する。 1 事業概要 緊急車両などの進入や災害時の避難路の確保に向け、一辺の長さがおおむね50m×100mの四角形状によって構成される道路網を指定し、区が主に4mに満たない道路の拡幅工事を行うことで整備を促進する。特に、令和4年5月に都が公表した地域危険度が高い地域において、着実に事業を推進していく。 2 細街路指定距離 222, 890m（令和3年9月時点 片側換算） 細街路事業区域図 

3 実績

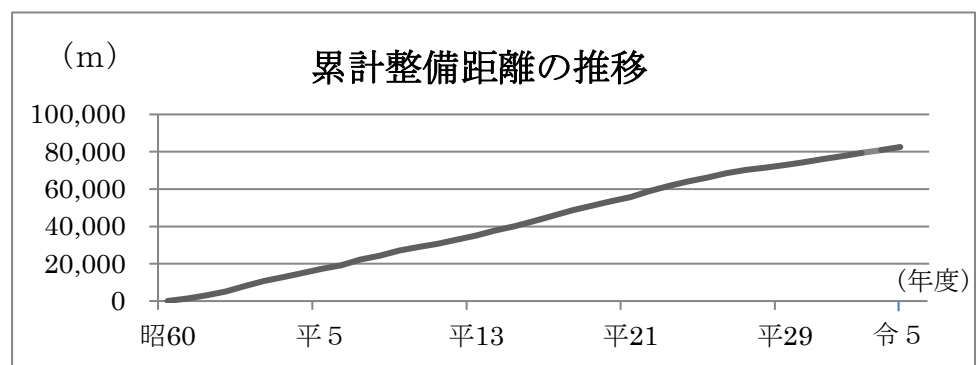
(1) 整備の件数、距離及び距離率

年 度	整備件数	整備距離 (m)	整備距離率 (%)
昭和 60 年～令和 4 年度	4,825	80,829	36.26
令和 5 年度	114	1,695	0.76
計	4,939	82,524	37.02

(2) 進捗状況

整備距離率 37.02% (令和 6 年 3 月末現在)

(累計整備距離 82,524 m / 細街路指定距離 222,890 m)



整 備 状 況



4 令和 6 年度の取組み予定

(1) 当初予算

歳出 約 3 億 9,600 万円

歳入 特定財源 (国庫補助金) 4,500 万円

(東京都補助金) 500 万円

(2) 目標整備距離 1,700 m

(3) 整備距離率 37.78% (令和 6 年度末見込み)

5 今後の方針

令和 5 年度から 7 年度にかけて重点的に実施する耐震化促進及び不燃化特区事業と連携を図り、積極的に整備を推進する。

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件 名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について																			
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課																			
内 容	花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。 1 現地調査について （1）搬入車両等の状況について 令和6年5月10日、午前7時30分から午前9時まで、開発指導課が現地調査を実施。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査日時</th><th>令和6年5月10日</th><th>令和5年12月13日 【参考】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場</td><td>延べ6台</td><td>延べ4台</td></tr> <tr> <td>午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場</td><td>なし</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>通学時間帯における西側区道の生コン車の通行</td><td>延べ3台</td><td>延べ5台</td></tr> <tr> <td>通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数</td><td>25人</td><td>18人</td></tr> <tr> <td>交通誘導員の配置 (午前7時40分～午前9時)</td><td>北側区道 2名 西側区道 2名</td><td>北側区道 2名 西側区道 2名</td></tr> </tbody> </table> ※ 西側区道 「位置図」参照 [位置図] 【凡例】 ----- 西側区道 ①～④ 測定地点		調査日時	令和6年5月10日	令和5年12月13日 【参考】	午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場	延べ6台	延べ4台	午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場	なし	なし	通学時間帯における西側区道の生コン車の通行	延べ3台	延べ5台	通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数	25人	18人	交通誘導員の配置 (午前7時40分～午前9時)	北側区道 2名 西側区道 2名	北側区道 2名 西側区道 2名
調査日時	令和6年5月10日	令和5年12月13日 【参考】																		
午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場	延べ6台	延べ4台																		
午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場	なし	なし																		
通学時間帯における西側区道の生コン車の通行	延べ3台	延べ5台																		
通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数	25人	18人																		
交通誘導員の配置 (午前7時40分～午前9時)	北側区道 2名 西側区道 2名	北側区道 2名 西側区道 2名																		

(2) 工場周辺の騒音測定について

令和6年5月15日、生活環境保全課が工場敷地境界で現地騒音測定を実施したところ以下のとおりの測定結果となった。

いずれの測定地点においても、規制基準値50dBを超過していた。

測定地点 (前ページ 位置図)	場 所	測定値L5※(dB)
		(午前10時～ 午前10時30分)
①	北側道路	73(±0)
②	西側道路	67(+1)
③	南側道路	57(±0)
④	東側道路	61(+1)

※ 測定値については、工場から発生する音だけでなく、周辺道路を走行する自動車の走行音等も含めた値である。

※ L5とは、突発的な音を除外して測定した騒音値を大きい順に並べたときに上から5%にあたる騒音値。

※ () 内は前回(令和6年1月18日)測定値からの増減を示す。

2 工場に対する違反指導等について

令和6年3月14日及び6月6日、工場側と面談し、是正指導等を行った。

- (1) 段階的な移転計画等の是正計画を2年以内(令和7年10月まで)に作成し、区へ提出すること。
- (2) 新たな陳情が区議会に提出され審議中であり、引き続き騒音、振動、粉塵対策を十分行うとともに、交通安全には細心の注意を払うこと。
- (3) 建設委員会で提案のあった近隣住民との交流イベントの実施を検討すること。

3 今後の取組みについて

- (1) 工場に対し、移転計画作成及び騒音振動等の環境対策、交通安全対策について指導を継続する。
- (2) 道路公園整備室や教育委員会等関係所管課と連携し、児童の交通安全対策として、あいぐみ緑地公園を通行しやすいようダスト舗装等の環境整備を行う。

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件 名	老朽建築物対策の取組み状況について																																										
所管部課名	建築室開発指導課																																										
内 容	平成23年の看板落下事故を契機に、平成23年及び平成29年に区内建物の全戸調査（平成29年は追跡調査）を行って以降、現在までの取組み状況を以下のとおり報告する。 1 緊急度の高い危険な老朽家屋A+の現存状況 令和5年度は緊急度の高い危険な老朽家屋A+を3件解消することができた（別紙写真 P42～44参照）。 老朽家屋審議会（令和5年度は10月20日に1回開催）で勧告された、現存するA+の老朽家屋は10件（平成25年度2件、29年度1件、令和元年度1件、3年度1件、4年度3件、5年度2件）。 2 老朽建築物の経年調査後の推移 <table><thead><tr><th>調査年度</th><th>老朽家屋数</th><th>A+ (緊急度高)</th><th>A (一部損傷等)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H23年調査</td><td>2,133件</td><td>64件</td><td>357件 (421件)</td></tr><tr><td>H29年調査</td><td>1,226件</td><td>25件</td><td>156件 (181件)</td></tr><tr><td>R元年末</td><td>1,105件</td><td>23件</td><td>136件 (159件)</td></tr><tr><td>R2年末</td><td>979件</td><td>13件</td><td>104件 (117件)</td></tr><tr><td>R3年末</td><td>907件</td><td>11件</td><td>96件 (107件)</td></tr><tr><td>R4年末</td><td>852件</td><td>10件</td><td>84件 (94件)</td></tr><tr><td>R5年末</td><td>803件</td><td>10件</td><td>76件 (86件)</td></tr></tbody></table> 3 問題点・今後の方針 A+が容易に解消しない理由として所有者の高齢化、土地所有者との権利調整、相続問題及び経済的理由があげられる。1に示す「A+」10件に加え、令和5年度の実態調査で新たに判明した緊急度の高い危険な老朽家屋を最優先に、関係団体と連携した指導に努めていく。 【令和5年度調査】 <table><thead><tr><th>状 態</th><th>A 一部損傷等</th><th>B 危険度低い</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>件 数</td><td>272</td><td>1,404</td><td>1,676</td></tr></tbody></table>			調査年度	老朽家屋数	A+ (緊急度高)	A (一部損傷等)	H23年調査	2,133件	64件	357件 (421件)	H29年調査	1,226件	25件	156件 (181件)	R元年末	1,105件	23件	136件 (159件)	R2年末	979件	13件	104件 (117件)	R3年末	907件	11件	96件 (107件)	R4年末	852件	10件	84件 (94件)	R5年末	803件	10件	76件 (86件)	状 態	A 一部損傷等	B 危険度低い	計	件 数	272	1,404	1,676
	調査年度	老朽家屋数	A+ (緊急度高)	A (一部損傷等)																																							
	H23年調査	2,133件	64件	357件 (421件)																																							
	H29年調査	1,226件	25件	156件 (181件)																																							
	R元年末	1,105件	23件	136件 (159件)																																							
R2年末	979件	13件	104件 (117件)																																								
R3年末	907件	11件	96件 (107件)																																								
R4年末	852件	10件	84件 (94件)																																								
R5年末	803件	10件	76件 (86件)																																								
状 態	A 一部損傷等	B 危険度低い	計																																								
件 数	272	1,404	1,676																																								

【千住地区 解体前】



【千住地区 解体後】



- | | | | |
|------|----|-----|------------------------|
| R 3. | 2. | 5 | 足立区老朽家屋等審議会諮問（勧告すべき家屋） |
| R 3. | 7. | 9 | 特定空家等対策員会諮問（特定空家等認定） |
| R 5. | 5. | 2 2 | 解体確認（不燃化解体助成金利用） |

【江北地区 解体前】



【江北地区 解体後】



R 3.	2.	5	足立区老朽家屋等審議会諮問（勧告すべき家屋）
R 5.	10.	5	解体確認（耐震解体助成金利用）

【辰沼地区 解体前】



【辰沼地区 解体後】



R 5.	1 0.	2 0	足立区老朽家屋等審議会諮問（勧告すべき家屋）
R 6.	3.	1 9	解体確認（耐震解体助成金利用）

建設委員会報告資料

令和6年7月2日

件 名	マンション備蓄倉庫の活用状況の調査結果について										
所管部課名	建築室開発指導課										
内 容	集合住宅の建築及び管理に関する条例により防災備蓄倉庫の設置を義務付けたマンションにおける飲料水、食料、簡易トイレ（以下「飲料水等」という。）の備蓄状況を把握するため、マンション管理会社にアンケート調査（別紙 P 4 6 参照）を行った結果を報告する。 1 調査対象 平成25年度以降に区との協議により防災備蓄倉庫が設置された、階数が6以上または住戸数が50戸以上のマンション（260棟） 2 調査結果（管理会社を特定できなかった38棟を除く） <table border="1"> <tr> <td>マンション管理会社を把握できた棟数</td><td>222 棟</td></tr> <tr> <td>アンケートの回答を得られた棟数</td><td>142 棟 (85%)</td></tr> <tr> <td>飲料水等を備蓄していた棟数</td><td>20 棟 (55%)</td></tr> <tr> <td>E V 内に防災用品を備えていた棟数</td><td>2 棟 (8%)</td></tr> <tr> <td></td><td>(1%)</td></tr> </table> ※ 上記の表で括弧内の数値は260棟に対する割合を示す。 (1) 分譲マンションまたは賃貸のサービス付き高齢者住宅等の20棟において、3日分程度の備蓄が行われていた。 (2) 飲料水等を備蓄していない主な理由は以下のとおり。 ア 賞味期限のある飲料水等を適正に管理し続けるのは難しい。 イ 飲料水等は入居者が個人で備蓄すべきである。 (3) 回答が得られていない物件についても同様に、備蓄は行われていない状況が推測される。 3 問題・今後の方針について 今回の調査結果を踏まえ、マンション備蓄を普及させるため、来年度実施に向けた区の支援策を検討していく。	マンション管理会社を把握できた棟数	222 棟	アンケートの回答を得られた棟数	142 棟 (85%)	飲料水等を備蓄していた棟数	20 棟 (55%)	E V 内に防災用品を備えていた棟数	2 棟 (8%)		(1%)
マンション管理会社を把握できた棟数	222 棟										
アンケートの回答を得られた棟数	142 棟 (85%)										
飲料水等を備蓄していた棟数	20 棟 (55%)										
E V 内に防災用品を備えていた棟数	2 棟 (8%)										
	(1%)										

マンションの備蓄状況に関するアンケート調査

令和6年3月 日
足立区 開発指導課

※ 太枠内をご記入ください。

1. 調査物件の情報

1. 調査物件の情報		記入日	令和	年	月	日
マンション名		管理会社名				
所在地		管理会社住所				
階数および戸数	階 戸	電話番号	()			
賃貸・分譲の別	賃貸 ・ 分譲	担当者名				

2. 質問と回答 (わかる範囲で該当項目に○または数を記入してください。)

質 問 事 項	回 答 欄
問 1) マンション内にある備蓄倉庫を活用していますか。	1. <u>活用している</u> 2. 活用していない └─▶ 備蓄倉庫を管理しているのは誰ですか？ (管理会社・管理組合・オーナー・その他)
問 2) 備蓄倉庫の箇所数・設置階を教えて下さい。	設置か所数 _____ か所 ・ 不明 設置階 _____ 階 ・ 不明
問 3) 入居者用の備蓄品（食料、飲料水等）を保管していますか。	1. 保管している 2. 保管していない
※ 問 3 で「１」と回答した場合 問 4) 備蓄品の種類、分量を教えてください。 保管されている <u>総数量</u> でご記入ください。	・ 食 料 _____ 食分 ・ 飲料水 _____ L ・ 簡易トイレ _____ セット ・ その他 _____
問 5) 消費期限のある食料・飲料水等の定期的な入れ替えを行っている、又は行う予定はありますか。	1. 行っている・行う予定である 2. 行っていない
※ 問 3 で「２」と回答した場合 問 6) 備蓄品を保管していない理由はなぜですか。	・ 費用がかかる ・ 備蓄品は入居者が個々に用意すべきである ・ その他 []
問 7) E V の閉じ込めに備え、簡易トイレ・飲料水等を収めた防災キャビネットをE V内に置いていますか。	1. 置いている 2. 置いていない